

仙台市感震ブレイカー設置促進支援事業運営業務委託に係る 公募型プロポーザル方式募集要項

1 目的

本要項は、仙台市感震ブレイカー設置促進支援事業運営業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1)事業内容・委託費の支払い

別紙「仙台市感震ブレイカー設置促進支援事業運営業務仕様書」のとおり。

業務を実施するための効果的な運営体制やスケジュール等を具体的かつ分かりやすく提案すること。

また、仕様書に記載のない業務でも、想定支援(申請)件数を実現するための、具体的・有用な方法・アイデアがある時は積極的にこれを提案するものとする。

※仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の中で変更する場合がある。

(2)履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

(3)提案上限額

57,200,000 円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とする。

(4)個人情報の取扱い

・本業務の実施にあたり、対象者となる市民の個人情報を取り扱う必要があることから、仙台市の「情報システム処理に伴う個人情報等に係る外部委託に関するガイドライン」に基づく審査会(以下「外部委託審査会」という。)での審査が必要となるため、契約締結は外部委託審査会の承認後となる。

・外部委託審査会での審査に必要な資料の作成を求める場合がある。

・上記ガイドラインにより、本業務の受託には、業務担当者(個人情報保護責任者)の「個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する研修」の受講が必要となる。なお、業務担当者が既に上記研修を受けている場合は、改めて受講の必要はない。

3 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同事業体(以下「共同事業体」という。)とする。なお、本業務への応募は仙台市競争入札参加者名簿の登録事業者に限定しない。

(1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。

(2)仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

(3)仙台市税(仙台市内に事業所を有しない事業者にあつては現在の主たる事業所所在市町村の市町村税)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4)受付期限内に、仙台市の有資格者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。

(5)会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、または、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て中または再生手続き中でないこと。

- (6) 単独での参加の場合には、仙台市内に本社(店)、支社(店)又は事務所等を置いていること。
- (7) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。なお、代表構成員または一以上の構成員は、仙台市内に本社(店)、支社(店)又は事務所等を置いていること。
- ・全ての構成員が、上記(1)から(5)に掲げる条件を満たしていること。
 - ・構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - ・構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - ・本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - ・業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - ・本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

4 スケジュール

- (1) 募集開始: 令和7年6月2日(月)
- (2) 質問票の提出期限: 令和7年6月16日(月)17時まで
- (3) 質問への回答: 令和7年6月18日(水)まで
- (4) 参加表明書兼誓約書等の提出期限: 令和7年6月26日(木)17時まで
- (5) 企画提案書等の提出期限: 令和7年7月1日(火)17時まで
- (6) プレゼンテーション審査: 令和7年7月4日(金)
- (7) 受託候補者結果通知: 令和7年7月7日(月)まで
- (8) 受託候補者と仕様等の協議: 令和7年7月22日(火)まで
- (9) 外部委託審査会: 令和7年8月6日(水)予定
- (10) 業務委託契約締結: 令和7年8月8日(金)予定
- (11) 業務終了: 令和8年3月31日(火)

5 応募にあつての質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月16日(月)17時まで

(2) 受付方法

質問事項等を質問票(様式第1号)に記入のうえ、本募集要項12に記載の担当課あて電子メールで提出すること。受付期限内であれば質問回数に上限は設けない。

(3) 回答

令和7年6月18日(水)までに、質問者に回答するほか、市ホームページに回答を掲載する。

6 参加表明書兼誓約書等の提出

(1) 提出期限

令和7年6月26日(木)17時まで

(2) 提出書類

① 必須書類

- ・参加表明書兼誓約書(様式第2号): 1部

- ・共同事業体結成に係る届出書(様式第3号):1部 ※共同事業体として参加する場合のみ提出

②追加書類

仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、次に掲げる書類も提出すること。(共同事業体においては、仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されていない構成員すべてが提出すること。)

- ・暴力団排除に係る誓約書(様式第4号):1部

- ・市税の滞納がないことの証明書(写し可):1部

※仙台市外に本社または本店が属する場合は、本社または本店の属する市区町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする。

※提出日前30日以内に交付を受けたものに限る。

- ・消費税及び地方消費税に関する証明書(納税証明書または未納税のない証明書)(写し可):1部

- ・履歴事項全部証明書(写し可):1部

(3)提出方法

持参(平日に限る)、または郵送(必着)。

7 企画提案書等の提出

(1)提出期限

令和7年7月1日(火)17時まで(必着)

(2)提出方法

本募集要項12に記載の担当課あて持参または郵送及び電子メールにて提出すること。

(3)提出書類

- ・応募申込書(様式第5号):1部

- ・企画提案書:9部(任意様式、正本1部、副本8部)(記録媒体により電子データでも提出すること)

正本にのみ事業者名を記載すること。副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマーク等の記載は行わないこと。

- ・見積価格提案書(任意様式、積算内訳を添付):9部(正本1部、副本8部)(記録媒体により電子データでも提出すること)

正本にのみ事業者名を記載すること。副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマーク等の記載は行わないこと。本業務委託に要する全ての経費を積算すること。(消費税及び地方消費税を含む。)

(4)作成方法

【企画提案書について】

①提出様式

様式は任意とするが、A4版横書き(両面印刷)で記載すること。また、必要に応じて、図表等を用いて分かりやすく記載すること。

②記載内容

以下の内容について記載すること。

I 受託事業の方針

※受託事業を実施するにあたっての理念や基本方針を記載すること。

Ⅱ受託事業の実施体制(組織・人員等)

※図表等を用い受託事業の実施体制を具体的に記載すること。

Ⅲ受託事業の内容

(i)実施スケジュール

※図表等を使用して受託事業の実施スケジュール(予定)を記載すること。

(ii)事業の内容

※実施する業務ごとに内容、時期、方法等をそれぞれ具体的に記載すること。

Ⅳ類似事業の実績

※過去の類似事業の件数や事業名称、概要、実績等を記載すること。

③留意事項

- ・企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ・審査基準は、以下8(3)に記載のとおり。仙台市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、審査項目に対する提案内容を記載すること。また、企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

(5)提出書類提案上の注意

- ・企画提案に係る費用は応募者の負担とする。
- ・提出資料等は返却しない。
- ・提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

8 受託候補者の選定について

(1)審査方法

提出された企画提案書を基に、仙台市感震ブレーカー設置促進支援事業運営業務受託候補者の選定に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において企画提案書に基づく応募者からのプレゼンテーションを踏まえて審査を行う。

(2)審査委員会(プレゼンテーション審査)の開催

①実施予定日

令和7年7月4日(金)

※時間・会場については、様式第5号応募申込書に記載の担当者あてにメールにて通知する。

②内容・方法

- ・応募者から企画提案書に基づく内容説明を行い、その後審査委員との質疑応答を行う。1企業につき内容説明の時間は15分以内、質疑応答時間は10分以内とする。
- ・出席者1社あたり3名以内とし、本事業を実施する際の責任者に想定する者を主たる説明者とする。
- ・企画提案書を投影する場合、プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者が準備することとし、その他投影に必要なモニター(50インチ)は仙台市で準備する。

③質疑応答

事前に提出された企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

(3) 審査基準

- ・審目項目は、「仙台市感震ブレイカー設置促進支援事業運営業務委託 評価基準票」のとおりとし、各審査委員の採点結果の合計得点を合算(以下、「総合得点」という。)し、総合得点が最も高い提案者を本業務の受託候補者として特定する。
- ・総合得点と同じ事業者が複数いる場合、各委員の採点において以下項目の合計点が高い事業者を上位とする。
 - 第一優先項目「実施体制」
 - 第二優先項目「業務履行」
 - 第三優先項目「基本方針」
- ・ただし、以下のいずれかに該当する場合は、受託候補者として選定しないものとする。
 - I 総合得点が満点の5割未満である場合
 - II 審査項目毎の評価において、いずれか1項目の合計得点が0点である場合(各審査委員の得点を合算)

(4) 通知

審査結果については、全提案者に対して郵送または電子メールで通知する。また、契約締結後、本ホームページで公表する。

特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(土日祝日を含む)に、書面により、仙台市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

仙台市が非特定理由についての説明を求められたときは、仙台市は、その翌日から起算して10日以内(土日祝日を除く)に、書面にて回答する。ただし、特定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準、評価点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

9 受託者の決定

委託契約は「8 受託候補者の選定について」に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。ただし、特別な理由により優先候補者と契約できない場合は、他の提案者の順位が上位の者から順に交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

10 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・予算規模上限額を超える提案

11 その他

- (1) 受託者は、本業務に関して、法令等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (2) 本事業において広報等を行う場合にあつては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (3) 本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が

必要になった場合は、協力すること。

12 担当課

仙台市危機管理局減災推進課減災推進係(仙台市役所本庁舎 2 階)

担当:伊東、佐藤、菅井

住所:〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号

電子メール:kks000130@city.sendai.jp

電話:022-214-3109